# ■「薩摩川内市雇用創出貢献報奨金制度」の概要について

### 1 主旨

事前に登録した「企業誘致サポーター(通称:ゆっか助っ人)」からの情報提供 が企業立地に結びついた場合、謝礼として報奨金を支給する。

## 2 基本的な考え方

- (1) 企業誘致に係る企業進出情報の収集については、非常に苦慮している状況であり、情報を入手した時点で既に立地先が決定しているケースが多いため、情報収集のチャンネルを増やすことで、立地の可能性を高めたい。
- (2) 情報収集による企業訪問等の機会に企業立地優遇制度のPRを実施するととも に企業立地に関する情報を得る機会を増加させる。

## 3 制度概要

- (1) 要件
  - ア 企業立地支援補助金制度の要件を満たす案件に限定 ※業種:製造業等、雇用者数:10人以上などの要件あり
  - イ 進出企業の情報提供(新設のみ:増設・移転は対象外)
  - ウ 企業との仲介(企業訪問に同行する):旅費支給
- (2) 企業情報の受付
  - ア 受理しない企業情報
    - ・既に把握している企業情報や交渉中の企業情報など
  - イ 無効とする企業情報
    - ・情報提供から2年以内に操業しない場合

### (3) 報奨金の額

最高額1,000万円

ア 基本額:操業開始後に一律 100万円イ 加算額:操業1年後に最高 900万円

- ※ 新規雇用補助の対象者(6ヶ月連続雇用の市民の数)に応じ支給 市内雇用者1人につき10万円(雇用90人以上のとき最高額)
- ※ 本制度の該当案件については、企業立地審査会において、企業立地支援 補助金の審査に併せて報告する。
- ※ 制度の期間:平成25年度から平成28年度まで(4年間)

### (4) 報奨金の返還

・虚偽や不当行為による情報提供が判明した場合